

多

極化時代に生きる海外日系人社会と日本 — 持続的成長に向けた連携 —

24の国・地域より179人が一堂に 第54回海外日系人大会開催

代表者会議でシンポジウム
「グローバル人材としての日系人の可能性」について議論

第54回海外日系人大会が、去る10月29日より10月31日までの3日間、東京都千代田区永田町の憲政記念館、JICA市ヶ谷ビルで行われ、24の国と地域から179人の日系人が一堂に会した。

初日に行われた歓迎レセプションには、秋篠宮同妃両殿下が御臨席になり、参加した日系人と親しく懇談された。

懇親会に先立ち講堂で「特別上映と講演会」が開催され、第二次世界大戦中のアメリカ日系二世の証言で構成された「誰も知らない日系アメリカ人の歴史」と、3日間で20万人を集めたサンパウロの日本祭りを記録した「世界最大の日本祭り=ブラジル、フェスティバル・ド・ジャポン2013」が上映された。

「誰も知らない日系アメリカ人の歴史」のすぎじゅんいち監督は、アメリカでの日系人の強制収容、第二次世界大戦での日系二世部隊の活躍、MIS(陸軍情報部)の二世たちが果たした役割を、それぞれ描き劇場公開した三部作から、高校生向けに同作をまとめたいきさつや、日米の高校、大学に同作品DVDを配布する活動について、また映画の制作にあたり多くの日系人が協力したこと等について語った。

「日本祭り」の主催者であるブラジル日本都道府県人会連合会園田昭憲会長は、ブラジルの日本語教育界で活躍するブラジル人教師に日本で研修してもらう制度の必要性や、日本企業の、より積極的なブラジル進出を訴えた。

今年のテーマは「多極化時代に生きる海外日系社会と日本— 持続的成長に向けた連携 —」とし、二日目の代表者会議では、経済好調の中南米や、世界の成長センターであるASEAN地域等に日本の企業の目が向けられる中、それら地域に在住する日系人と日系進出企業がどのように互惠関係を築けるかについて議論が行われた。

午前はシンポジウム形式で行われ、(株)ソニーで、アメリカ、ブラジルの現地法人の代表を務め、同社取締役、ベネッセコーポレーション社長等を歴任した、M.PRO-CONSULTING代表の森本昌義氏(当協会理事)が、「グローバル人材としての日系人の可能性」と題し、「日本人は多様な文化の存在に寛容性と



代表者会議でのシンポジウム(10月30日 JICA市ヶ谷ビル)

謙虚さを持って接するべき。今が変革の時、変化に適応しなければ生き残れない。海外、国内の日系人は、その変革と一緒に参加してもらいたい」と述べた。

また、元浜松市長で、外国人集住都市会議を創設、東京外大多言語・多文化教育センター教授等を歴任し、現在は浜松海の星女学院理事長の北脇保之氏(当協会理事)が、「在日日系二世世代の挑戦」と題して、幼少時に来日し、親の都合で、ブラジルと日本を行き来しながらも、日本で大学に進学した者や、様々な職についているデカセギ子弟の実例を紹介。「日本社会は、在日日系二世世代のもたらす多様性を、新しい活力にしていけるべき」であると結んだ。

厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課堀井奈津子課長、文部科学省大臣官房国際課国際協力企画室永井雅規室長からは、それぞれ日系人の就労環境、教育の現状と政府の施策について発表があった。

午後は、「海外日系社会と日本」「在日日系人」「日系ユース」の分科会に分かれ討議が行われ、「大会宣言」を採択。三日目の全体会議で発表した(3頁に全文掲載)。

最終日の31日には4回目となる「在日日系人子ども発表会」が行われ、茨城県つくば市のブラジル人学校インストゥット・エドゥカーレ校から、小学校の部、中学校の部、高校の部それぞれの代表が自分の将来の夢について日本語でスピーチした。正午より伊吹文明衆議院議長、山崎正昭参議院議長主催による昼食会が行われ3日間の大会の幕を閉じた。

グラフ — 第54回海外日系人大会



歓迎交流会にご臨席になった秋篠宮
同妃両殿下(10月29日 憲政記念館)



オフィシャルツアーは快晴の富士山五合目へ(10月30日)



グループに別れ討議を行う日系ユース
分科会(10月30日 JICA市ヶ谷ビル)



外務大臣主催レセプションでヘルー代表との記念写
真に於ける岸田外相(10月30日 外務省飯倉公館)



「在日日系人子ども発表会」で講評する
田中理事長(10月31日 憲政記念館)



「在日日系人子ども発表会」で学校を紹介するインストゥット・エド
ウカーレ校ホーゼル・フルカワ君(10月31日 憲政記念館)



衆参両議院議長主催歓迎昼食会で乾杯の発声をす
る伊吹文明衆議院議長(10月31日 憲政記念館)

第54回海外日系人大会 大会宣言

私たち海外各地および在日の日系人代表有志は、平成25(2013)年10月29日～31日の3日間にわたり、東京で開催した第54回海外日系人大会で、「多極化時代に生きる日系社会と日本—持続的成長に向けた連携」を総合テーマとし、以下の三つの分科会で討議しました。

第1 海外日系社会と日本

第2 在日日系人

第3 日系ユース

分科会および全体会議の結果、次の8項目を決議したことを、大会の名で宣言します。

決 議

1. 私たち日系社会は日本との連携を深め、ともに成長が持続するよう努めます

グローバル化とともに政治、経済の多極化が進む世界にあって、日本と海外の日系社会がともに発展していくためには、さらなる連携と互恵関係の強化が欠かせません。日本文化の継承と普及をはかることは、双方の持続的成長につながるものと考えます。日本が海外に向け再び大きく動き始めたいま、長い年月をかけて、つちかってきた日系社会の人的資源に目を向けネットワークを再形成することが必要です。なかでも日本企業の前向きの行動を求めます。

2. 日本文化の普及に、日本政府の一層の努力を期待します

私たちは居住国で日本文化の発信・普及に努めています。次の世代に日本文化や日本語を継承していくことは日系社会の課題です。日本政府の成長戦略でうたわれた「クールジャパン」で示されている日本文化の普及による付加価値の創造や市場拡大は、同様の課題に取り組んでいる日系社会の利益と一致します。日本政府の施策の一層の推進に期待します。

3. 地方自治体の、海外への広報活動を一段と積極的に

海外に住む私たちは、これまで長い間各地で日本にかかわるイベントを開催してきました。これらは日本政府や都道府県など地方自治体が広報を展開する絶好の場となっています。ロサンゼルス市の「二世ウイーク」はすでに73回も開かれ、サンパウロ市の「フェスティバル・ド・ジャポン」は毎年20万人の人出で賑わいます。ほかの国でも地域社会を巻き込んだ催しに発展しているものが多数あります。このようなイベントに対し、日本の地方自治体が積極的に参加し、支援することは、相互の国際交流を活発にし、日本を訪れる観光客を増やすことにつながります。日本政府、地方自治体が日系社会を通じ広報活動を一段と積極的に展開することを期待します。

4. 出稼ぎから日本社会への統合と第二世代の社会進出に期待します

日系人の日本への「出稼ぎ」の時代は過ぎ、いまや日本社会への「統合」が進み、日本生まれや幼少で来日した子弟が社会進出する時代を迎えています。これら第二世代は、バイリンガル、バイカルチュラルに育ちうる希有な人材であり、各国と日本および進出日系企業との橋渡し役を担う人たちに成長する可能性を秘めています。移住先各国の文化を背景に持つ日系人を、日本に受け入れることは、日本文化をより豊かにし、日本の国際化に寄与すると確信します。在日日系第二世代の成長を支援し、健全な社会進出への道筋をつけられるよう、日本政府の支援施策を期待します。政府の日系人帰国者支援事業の適用を受けて帰国した日系人の再入国については、条件付きながら本年10月15日から認められたことを評価します。

5. 日系ユースは人的ネットワークの先端を担います

私たち日系ユースは、日本文化をより深く体験し、将来の日本との交流の最前線に立ち、人的ネットワークの先端を担いたいと考えています。大会で論じられた「グローバル人材としての可能性」と「在日日系第二世代の挑戦」は大いに参考となりました。日系ユース部会に参加したメンバーの多くは留学生、研修生です。今後、バイリンガル、バイカルチュラルな社会人に成長し、国際社会の様々な分野で活躍できるよう努力します。私たちの新しい発想を活かせる場を母国および日本に期待します。

6. 日本政府の国籍喪失規定をなくし、重国籍を認めるよう求めます

外国籍を取得した一世にとって、「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」という日本国籍喪失規定は、日本人としての意識の共同体の一員であり続けたいと願う私たちを切り捨てるものです。居住国に帰化したとはいえ、これら一世は、日本人としてのアイデンティティーを決して失うことはありません。私たちは、日本国籍喪失規定をなくし、重国籍を認めるよう日本政府の理解を求めます。

7. 一世の「日本里帰り事業」を、日本政府が継続するよう検討を

「ブラジル移住者里帰り訪日使節団」が本年4月、8年ぶりに来日しました。移住後一度も日本に帰国したことがない一世20人を海外日系人協会が招いて大きな成果を上げました。この事業は、資金を提供された日本人のご厚意によって実現したものです。今後は、日本政府によってこの事業が継続されるよう検討を求めます。

8. 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催を支援します

私たちは、元気な日本再生と発展を願って、東京オリンピック・パラリンピックの開催が実現するよう応援のメッセージを、昨年の大会宣言に盛り込みました。東京招致が決定したことを日本国民とともに喜び、今後、居住国国民にアピールして一人でも多くの人が日本を訪れるよう、東京開催の盛り上げに努め、支援していきます。

日本に滞在するには(後編)

前回(17号)に引き続き、ブラジルに住む日系人が日本に滞在するための法的地位について述べます。

●日本国籍の取得

(1) 帰化の意義と要件

今回は、外国人、すなわち日本国籍を持っていない人を前提として、「査証」について述べました。次に、日本国籍の取得について述べます。

もちろん、日本国籍があれば、日本に入国することは自由です。日本国籍を持っていることが日本に滞在するためのもっとも強力な手段であることは言うまでもありません。

他の国籍を得ることを「帰化」といいますが、日本では国籍法がこれを定めています。

一般に、日本に帰化することは難しいと言われていています。帰化は、原則として、引き続き5年以上日本に住所がある、素行が良好である、経済的に自立しているなどの、法律の定める要件を満たす場合に、法務大臣が許可をするものですが、許可するかどうかは法務大臣の裁量によります。法律上の要件を満たしていても、許可されない場合があり、その理由は必ずしも明らかにされません。

(2) 日系人の帰化

ただし、日系人については、他の外国人に比べて、帰化を容易にする制度があります。

たとえば、日本人の実子である外国人(二世)や、日本の国籍を離脱して外国人となった者(帰化一世)は、現住所が日本であれば帰化が許可される可能性があります。この場合、一般的に帰化の要件とされる経済的自立については、強く求められません。

また、日本国籍を離脱した者の実子(帰化二世)や、日本で生まれた者や、日本人の配偶者は、引き続き3年以上日本

に住所や居所があれば帰化が許可される可能性があります。

このように、過去に日本人であった者またはその親が日本人の場合、相対的に帰化は容易になっています。

ブラジルには、自らの不動産の取得や戦争などの理由で、日本の国籍を離脱し、ブラジル国籍を取得している日系人が多く住んでいますが、その本人またはその子は、他の外国籍を有する者と比べて、日本への帰化は、しやすいものとなっています。しかし、いずれにせよ、帰化をするためには、日本に住んでいることが共通の要件となっていますので、ブラジルに住んだまま、日本の国籍を取得することはできません。

なお、三世以降については、帰化について、これまで述べたような特別の措置がないため、一般の外国人と同様に考える必要があります。この点は、三世も二世に類似する特別の措置がある査証の場合とは異なりますので、注意が必要です。

(3) デカセギ者の「帰化」という選択

以上のことからすると、デカセギなどによって、既に日本に住んでいる、ブラジル国籍の一世・二世の日系人は、日本国籍を現在持っていないとしても、ブラジルには帰国せず、今後も生活の基盤を日本に置いたままにするという選択するのであれば、その方法として「帰化」ということが現実な選択肢となりえます。きちんと調査したデータはありませんが、実際にそのような選択をし、日本に帰化した日系人が増えつつあるという話もあります。

なお、帰化をするには、現在国籍を持っている国の国籍を失う必要があります。

しかし、これには例外があって、帰化する際に、その者の意思によってその国の国籍を離脱することを認めない国の場合は、その必要はないとされています。この場合は、もとの国の国籍を持ったまま、日本国籍が取得できることとなります。



海外日系人大会代表者会議で議長を務める筆者

ブラジルについていえば、ブラジル以外の国籍を取得した場合に、ブラジル国籍を失うという規定はなく、その手続きも定められていません。

●帰国支援事業による帰国者の 再入国制限の解除

帰国支援事業で帰国した方について、10月15日より再入国の制限が解除されました。2008年のリーマンショックの際に、日本政府から渡航費の支援を受けて帰国した人は、帰国後、同じ種類の「定住者」査証では日本に再入国することはできないという制限が続いていました。今回はこれが解除になったのです。

ただし、再入国には条件があり、1年以上の期間を定めた雇用契約を事前に締結していることが必要です。これは、安定した仕事をもった人だけに、「定住者」査証での再入国を認めるという趣旨です。

一方、帰国支援事業の支援を受けていない人については、この条件は関係がありませんので、「定住者」の査証で入国する際に、1年以上の期間を定めた雇用契約を締結している必要はありません。

果たして、この解除によって、再入国する人は増えるのでしょうか。CIATEでは、日本の日系人向け求人情報を開示している他、11月から、どのような分野で求人があるのか、また、どのような分野で競争率が高いのか、月ごとにデータを更新し公開しています。

目先の利益や甘言にまどわされず、絶えず必要な情報を得て、十分な計画を立てた上で来日することが望まれます。

日本で生きてゆく…

相談センター 山形エレナ

(公財)海外日系人協会 **日系人相談センター**
 ■相談受付 月曜日～金曜日(土・日曜、祝祭日を除く)
 14:00～17:30
 ■対応言語 ポルトガル語、スペイン語、日本語
 ■電話番号 045-211-1788

「日系人帰国支援事業」の適用を受けて母国に帰国した人たちの日本への再入国制限が10月15日に解除され2カ月が経とうとしていますが、再来日者の増加など、目立った動きは今のところありません。1年以上の雇用契約を結ぶのが難しいのと、デカセギ最盛期ほどの賃金は期待できず、航空賃や住居、新たに生活を始めるのに必要な費用のことを考えると、それほど、魅力的には映らないのかも知れません。一方、日本に残って日本で生活することを決断した人たちは、懸命の努力をしているのですが…

(相談事例)

人種差別による被害

休日に妻が車で出かけました。片側2車線の道路を走っていた時、後ろからトラックが異常に接近してきました。追い越したいのだと思い車を左に寄せましたが、そのトラックは余計にしつこく後ろにくっついてきました。トラックの運転士は妻の車に横から幅寄せをし、車線からはみださせるようなことをしてきました。妻は震えながら事故が起こる前に、車を止めて降りました。トラックの運転士になぜそんな運転をするのか尋ねました。すると、「外人は大嫌いだから」と答え、暴言を始めました。そして妻のクビをつかんで暴力を振るい、何もなかったように去っていました。

妻はパニック状態で僕に電話をくれました。急いで駆け付けると、ケガをしており、そのまま病院へ連れて行きました。

医師に被害届を出すように言われ、ナンバープレートを控えていたので警察に行き、すぐに被害届を出しました。後日、警察から連絡がありました。トラックの運転士は違うことを言っていたようです。そして事故にならなかったことで警察は注意だけで済ませました。納得できなかったため、その後、私たちは何回か警察署へ足を運びましたが、何も解決できませんでした。

トラブルの後、妻はうつ病になり、家からほとんど出なくなり、3回自殺をはかりました。自分は仕事をしなければならぬので、日中は近くに住んでいる親戚に預けています。メンタルクリニック診察の際は仕事を休んで付き添いでいきます。

いろんなところに相談に行きましたが、あまり役に立ちませんでした。友人から日系人相談センターの存在を聞き、電話しました。人権問題について活動している弁護士会や法務省の人種差別についての相談窓口を教えてもらい、相談に行きました。法務省の相談員はとても親切で、今もその指示に従って動いています。長い暗闇のトンネルから抜け出せるような気がしています。信じてくれる方々と出会い、妻は前向きに考えるようになり、少しずつ普通の生活に戻っています。どんな結末になるのか分かりませんが、これから夫婦で頑張っていきたいと思います。結果が出たらお知らせします。

末期がんのご主人

相談 日本国籍の夫と9年前に来日し、夫は建設会社に雇われました。8か月前に突然体調を崩して1週間ぐらい入院しました。会社は慌てて社会保険の加入手続きをしてくれました。無事退院して普通に働いていましたが、1か月前仕事中に倒れ、病院に運ばれ、そのまま入院しました。検査の結果、末期の大腸がんでした。がんは他の臓器に転移して手術ができない状態になっていました。医師から余命4か月と告げられました。一瞬、目の前が真っ暗になって、どうしたらいいのか分からなくなりました。私たちには子供がいないので誰にも相談することができず、とてもつらい日々が続きました。会社に伝えると退職続きをするように言われました。思っても見ないことで、その場では答えられなかったため、考える時間をもらいました。会社は辞表を早く出すようにプレッシャーを掛けてきます。夫との残された時間のことで頭が一杯で、どのように考えたらいいのか分かりません。

対応 今はご主人のことを考えることが一番大事だと思います。会社に辞表を出すには本人の承諾が無ければできません。今のままで、傷病手当金、高額療養費、埋葬料費(個人の標準月額額の1か月分、最低保障額10万円)が受けられます。もし、辞表を出せば、退社後に国民健康保険(埋葬費は地域に異なり3万～10万円)、または任意継続被保険者の手続きを行い、健康保険料は全額自己負担となります。任意継続の場合は傷病手当金を受給できません。ただし、条件を満たした場合には傷病手当金を受給できますが、ご主人の場合は8か月の加入期間であるため、その条件を満たさない可能性が高いです。

*ご主人の入院中に何回か電話があり、会社が誠実に対応してくれたことや、ご主人の病状について話してくれ、年金や日本の葬式などについて相談がありました。ご主人が亡くなってから(享年56才)各種手続きを済ませ、遺骨をブラジルへ持って帰るための準備をしていました。日本に残る意味がなくなり、両親のもとへ帰ることを決意したとのこと。出発の前日に最後の電話がありました。

**特別展示「魁(さきがけ)～ハワイに渡った日本人たち～浜野龍峰 書のある空間から～」開催
JICA横浜 海外移住資料館**



JICA横浜海外移住資料館は、1月18日(土)から2月16日(日)まで、特別展示「魁(さきがけ)～ハワイに渡った日本人たち～浜野龍峰 書のある空間から～」を開催する。

今回の展示は2010年のハワイ官約移民125周年を記念して、書家の浜野氏がホノルルの日本文化センターで製作・公開したもの。縦3m、横2mの大きな布10枚を、明治時代に海を渡った人々の名字で埋め尽くした。

第1回官約移民の労働約定書等貴重な資料もあわせて展示し、日本の海外移住の魁となったハワイ移民の初期の様子を紹介する。問い合わせはJICA海外移住資料館045-663-3257 Eメール info@jomm.jp

**童話集「ハチドリの歌」を出版
海外移住資料館ボランティアの
松田さん**

JICA海外移住資料館ボランティアの松田潤治郎さんが、童話集「ハチドリの歌」を出版した。

松田さんは、来館する児童、生徒に、難しく書かれた展示説明をわかりやすく解説したいと思うようになり、エッセイや童話の

**日系社会
Topics**

教室に通った。JICA職員としてブラジルに通算17年滞在した経験を生かし10話を本書にまとめた。表題作は、ブラジルへ引越した友達のいない少女が、傷ついたハチドリの手当を通じ日系三世の少年と心を通わせるようになり、やがてブラジルにも心を開いていく様子を描いた。

入手等の問い合わせは、松田さんまで
TEL/FAX03-3951-3683
Eメール:mjunjiro@hotmail.com

**「ポリビアの日系人」
移住110年史スペイン語版完成**

2000年に刊行された日本人ポリビア移住100周年記念誌「ポリビアに生きる」を、その後の10年を追補し、スペイン語しか読めない二、三世向けに翻訳・編纂したのが本書である。

現地ポリビア日系協会連合会と日本ポリビア協会の協同プロジェクトとして企画編集され、翻訳はポリビアの二、三世が担当。「ポリビアに生きる」の編集にも関わった国本伊代中央大学名誉教授が監修を務めている。



15cm×23cm、359ページ 定価2000円(税込み)+送料500円の2500円で販売中。

問い合わせは、(社)日本ポリビア協会、TEL/FAX042-673-3133、Eメール admin@nipponbolivia.org

**海外移住家族会
関東、近畿ブロック会議開催**



関東ブロック会議であいさつする山梨県家族会長田会長

海外移住家族会の関東ブロック会議が去る11月14、15日に山梨県海外移住家族会(長田源夫会長)の主催で、同県笛吹市石和町で、近畿ブロック会議が、大阪府海外移住家族会(山本久会長)の主催で、大阪市内で行われた。近畿ブロックでは、富山県、石川県、島根県の各移住家族会がオブザーバーとして参加した。

両ブロックとも会員の高齢化・減少という問題を抱える中、海外県人会との関係維持や、留守家族以外への会員の拡大、在日日系人支援活動との連携等が話し合われた。



近畿ブロック会議であいさつする大阪府家族会山本会長

NIKKEI NO.19
海外日系人協会だより Network
2014 JAN.

発行/(公財)海外日系人協会 〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1 赤レンガ国際館2F
TEL:045-211-1780 FAX:045-211-1781
E-mail:info@jadesas.or.jp URL:www.jadesas.or.jp 編集発行人/白川 光徳

Health and Life Insurance for foreigners in Japan

短期滞在・日本在住の外国人向け医療・生命保険

- ✿ VIVA MED-S (Life and Health coverage)
医療保険(100%保障)+生命保険
- ✿ VIVA MED-30
医療保険(30%保障)+生命保険
- ✿ 3ヶ月以内の短期滞在者向けの保険

- ✿ 外国人留学生向け保険
- ✿ 外国人技能実習生向け保険

For more information, call:

TOLL FREE: **0120-656-684**

TEL: **046-265-6685**

Visit **www.vivavida.net**



少額短期保険会社
(株)ビバビダメディカルライフ
VIVAVIDA MEDICAL LIFE CO., LTD
関東財務局長(少額短期保険)第51号

